

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年9月16日（水）16時30分～17時55分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
宇野課長補佐、横山係長、伊藤係長、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当1名（テレビ会議システムによる出席）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当7名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、以下の説明があった。
 - 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の考慮について
 - セル・グローブボックスにおける放射性物質の閉じ込めについて
 - ✓ 第82回特定原子力施設監視・評価検討会にて原子力規制庁より指摘のあった閉じ込め機能の確保の考え方について、通常時は換気空調設備でセル等の内部を負圧にすることで放射性物質を閉じ込めることを基本とし、負圧維持機能を有する換気空調設備を複数台設置する。また、外部電源を2系統確保する設計とし、万が一外部電源が喪失した場合でも、必要な設備に給電するための予備電源を設置する。
 - ✓ 換気空調設備の故障時及びBクラス地震による電源喪失時には、換気空調設備の運転による負圧管理ができないため、弁を閉めることによってセル等の構造による閉じ込めを行うこととする。
 - 資料のマスキングについて
 - ✓ 日本原子力研究開発機構としての核物質防護に係る情報の管理の考え方を踏まえ、変更認可申請書及び面談資料のマスキング範囲の見直しを行い、線量評価における放射能強度等を開示することとした。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメントした。
 - 使用許可基準規則の考慮については、原子力規制庁にて内容を精査の上、詳しく確認が必要な事項について随時説明を求めていく。
 - 放射性物質の閉じ込めも含めて電源に依存する安全機能を整理し、リストアップして示すこと。
 - 閉じ込め機能の確保の考え方に基づいて、電気系や弁等を含む設備全体の耐震クラスの整理をするとともに、異常時の弁の操作について説明すること。
 - 資料のマスキングについては、必要以上の情報を不開示とすることがないよう今後十分留意すること。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（使用許可基準規則の考慮について）
- セル・グローブボックスの閉じ込めに係る整理について